税務課から

軽自動車税の減免申請はお忘むなく

さい。
までに役場税務課で申請をしてくだ税の減免を希望される方は、納期限税の対象車両をお持ちで軽自動車

まら、成色は、CCOな、高限のなってより、 が現を行いませんので、減免を希望 た、前年度に申請した内容に変更が た、前年度に申請した内容に変更が た、前年度に申請した内容に変更が とれる方は必ず申請をしてください。 でれる方は必ず申請をしてください。

の重複はできません。です。また、普通自動車税の減免とでお、減免は1人につき1台限り

◆対象車両

勁車など 次のいずれかの要件を満たす軽自

- ①身体に障がいのある方及び精神に①身体に障がいのある方(以下身体障害者
- ③身体障害者等のみで構成される世で家族の方が運転するもの家族が所有している軽自動車など

お

知

ら

せ

※この他に、障害の等級が要件に 満の者で構成される世帯で、常時 帯、または身体障害者等と18歳未

ください。



◆申請期間

4月1日(月)~5月7日(火)

◆必要書類

- 帳のいずれか療育手帳、精神障害者保健福祉手療のいずれか。
- ・印鑑
- 運転者の運転免許証
- 元確認書類のいずれか」くは「個人番号通知カード及び身・申請者の「個人番号カード」もし

◆問い合わせ先

税務課

20859 - 54 - 5208

固定資産税の縦覧・閲覧平成31年度

下成31年度の固定資産税の縦覧(関別)期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有するが、一地・家屋の価格が適正であるかど土地・家屋の価格が適正であるかど土地・家屋の価格が適正であるかど

凝化 覧:……経覧帳簿

- **◆期間** 4月1日~5月31日 (土·日
- ▼場所 税務課
- ◆縦覧できる方
- ません。)

 主地または家屋を所有する納税土地または家屋を所有する納税
- みの縦覧となります。を所有している方は、その資産のを所有している方は、その資産の
- ※納税管理人、同世帯の方も縦覧で

◆縦覧できる内容

- ○土地··所在、地番、地目、地積、
- ○家屋:所在、家屋番号、種類、構造、

◆縦覧に必要なもの

免許証など)を許証など)を許証など)をお証めできるもの(納税通知

- ◆手数料 無料
- **◆その他** 縦覧帳簿のコピーはでき

- ります。
 んが、縦覧期間中は手数料が異な
 ◆期間 閲覧期間に制限はありませ
- ◆場所 税務課、各支所総合窓口室
- ◆閲覧できる方

帯の方納税義務者、納税管理人、同世

- も可)、または運転免許証など) るもの(納税通知書(前年度分で →閲覧に必要なもの 本人確認でき
- ▼手数料 縦覧期間中、閲覧料は無
- つき20円必要です。
 ▼その他 名寄帳のコピーは1枚に

▼問い合わせ先

税務課

30859 - 54 - 5208